

計画作成年度	平成25年度
計画主体	敦賀市・小浜市・美浜町 高浜町・おおい町・若狭町

嶺南地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 敦賀市産業経済部農林水産振興課 所在地 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号 電話番号 0770-22-8196 FAX番号 0770-22-8169 メールアドレス noumu@ton21.ne.jp	担当部署名 美浜町農林水産課 所在地 福井県三方郡美浜町郷市25-25 電話番号 0770-32-6706 FAX番号 0770-32-6050 メールアドレス nohrinsuisan@town.fukui-mihama.lg.jp
担当部署名 小浜市産業部農林水産課 所在地 福井県小浜市大手町6-3 電話番号 0770-53-1111 FAX番号 0770-52-1401 メールアドレス nourinsuisan@ht.city.obama.fukui.jp	担当部署名 高浜町まちづくり課 所在地 福井県大飯郡高浜町宮崎71-7-1 電話番号 0770-72-7705 FAX番号 0770-72-4000 メールアドレス machi2@town.takahama.fukui.jp
担当部署名 おおい町農林水産振興課 所在地 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1 電話番号 0770-77-1111 FAX番号 0770-77-1289 メールアドレス nousui@town.ohi.lg.jp	担当部署名 若狭町産業課 所在地 福井県三方上中郡若狭町中央1-1 電話番号 0770-45-9102 FAX番号 0770-45-9119 メールアドレス sangyou@town.fukui-wakasa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カワウ、アオサギ
計画期間	平成26年度～平成28年度
対象地域	福井県敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成25年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	45.73ha 27,234千円
	野菜	0.38ha 390千円
	果樹	
	麦	0.93ha 463千円
	圃場	281千円
	車両	詳細不明
ニホンジカ	水稲	12.34ha 9,750千円
	野菜	0.42ha 428千円
	果樹	0.01ha
	麦	18.37ha 1,192千円
	大豆	0.17ha 6千円
	そば	3.19ha 593千円
	スギ・ヒノキ	詳細不明
	車両	詳細不明
ニホンザル	水稲	0.78ha 323千円
	野菜	1.11ha 1,328千円
	果樹	
	麦	1.42ha 27千円
	そば	
ツキノワグマ	スギ・ヒノキ	13.0ha 372千円
中獣類（ハクビシン、アライグマ、アナグマ、ヌートリア、その他狩猟獣）	果樹	
	野菜	0.21ha 293千円
	水稲	
	文化財・生活環境	詳細不明

鳥獣の種類	品目	被害数値	
カラス類、アオサギ、カワウ	水稲 麦 野菜 果樹 アユ・その他魚類	0.01ha	10千円 5千円

※ 被害量が把握できていないものや、被害量を把握しづらいものがあり、ここに掲載されているもの以上の被害がある。

※各市町の内訳については、別添参考資料を参照

(2) 被害の傾向

◇イノシシ

【共通の傾向】

水稲については全域に被害があり、6月～9月にかけての食害や踏み倒しのほか、刈り取り後や3月～4月の春先に圃場や畦畔の掘り返し被害がある。また野菜についても同様に全域に被害がある。

また農作物だけでなく圃場や畦畔等の生産基盤への被害も大きい。そのほか、夜間に一般車両との接触事故が多発している。

【地域の傾向】

敦賀市東浦地区では、近年新たにミカン等果樹への食害や枝折りの被害が発生している。

小浜市においては、被害面積はほぼ横ばいであるが、被害額が増加しており、特定の集落・圃場に被害が集中する傾向にある。

◇ニホンジカ

【共通の傾向】

ほぼ全域に被害があり、水稲については5～6月の苗の食害や7～8月の食害が発生している。森林被害については、スギやヒノキの角とぎや食害による樹皮剥ぎ、苗木の食害のほか、林床の植生が食害により衰退していることが確認されている。

また、夜間に一般車両との接触事故が多発している。

【地域の傾向】

敦賀市、若狭町、小浜市、おおい町においては、2月～5月にかけてウメやミカンなど果樹の新芽や若葉の食害、枝折りが発生している。特に福井梅の産地である若狭町西田地区、三方地区の被害防止柵が未整備なところでは被害が顕著である。

美浜町以西においては、大麦の食害が12月～3月にかけての生育初期段階に発生している。

敦賀市においては、~~捕獲頭数が急激に増え、今後の被害が懸念される。~~

小浜市内においては、目撃、捕獲頭数が減少していることから、生息密度が徐々に減少していると考えられる。

◇ニホンザル

【共通の傾向】

全域に年間を通して被害が発生している。特に野菜や果樹への被害が発生している。農作物被害だけでなく人家周辺への出没があり、住居侵入など生活環境被害が懸念される。

◇中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）

【共通の傾向】

全域で生息や被害が確認されているが、どの獣種による被害か判別が困難な場合が多い。露地野菜や果樹の食害が中心であり、ハクビシンやアライグマは、社寺や民家の屋根裏等へ侵入し、その糞尿により天井が腐食するなど生活環境被害も起こしている。

【地域の傾向】

小浜市では、アライグマによる文化財の破損被害が発生している。

敦賀市東浦地区では、ハクビシンやアナグマによる野菜・果樹の食害が発生している。

おおい町の佐分利川周辺や高浜町では、ヌートリアが確認されており、野菜や水稻への被害が発生している。

◇カラス類

【共通の傾向】

全域で通年で被害が発生している。水稻は、直播栽培においては播種直後の食害、また苗の植え付け直後の踏み倒し被害が発生している。そのほか、夏野菜や果樹の被害がある。また街中では、騒音や糞害といった生活環境被害がある。

このほか、繁殖期に電柱や鉄塔等に営巣するため、停電等事故の発生が懸念されている。

◇アオサギ、カワウ

【共通の傾向】

全域で稚鮎の食害がある。

田植え直後にアオサギによる水稻の苗の踏み倒し被害が発生している。

【地域の傾向】

敦賀市では、笙の川、木の芽川でカワウによる稚鮎の食害がある。

小浜市では、北川、南川で鮎の食害がある。

美浜町では、耳川でカワウやアオサギによる稚鮎の食害がある。

おおい町では、名田庄地域の河川で稚鮎の食害がある。

若狭町では、北川、鱒川、三方五湖でカワウやアオサギによる鮎の食害、若狭湾内の生簀でアオサギによる養殖魚の食害がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成25年度）	目標値（平成28年度）
被害面積	98.1ha	62.7ha
被害金額	4,269.5万円	2,903.2万円
イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、アオサギ、カワウ		

※市町別内訳については、別添資料を参照

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>◇共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町で有害捕獲隊を編成し、有害捕獲を実施している。 ・有害捕獲を推進するため、捕獲檻の整備や有害捕獲に必要な経費の支援を行っている。 ・有害捕獲した鳥獣の大半は有害鳥獣処理施設にて、焼却処分を行っている。 	<p>◇共通の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の高齢化に伴う後継者の育成が必要 ・捕獲数の増大による財政、労力の負担が増加
	<p>◇敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会から推薦のあった者で有害鳥獣捕獲隊を編成し、被害を受ける地域の農家組合、住民、捕獲隊及び市が情報を共有し、連帯して捕獲を実施している。 ・OBAMAビーストキャッチを導入し、シカの大量捕獲ができるよう取り組んでいる。 ・平成25年度には、国の捕獲強化に伴い、狩猟期には、シカの捕獲を重点的に行うため、捕獲隊を増加して、シカの捕獲頭数増加に努めている。 ・カラスの増加がみられており、カラス捕獲檻を導入し、捕獲に努めている。 ・有害鳥獣捕獲後の獣肉利活用として、伝統野菜と組み合わせた料理や、研修会の中でジビエ料理試食を行うなどの普及推進を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若狭町加工施設の利用を検討していく必要がある。 ・利活用普及は、始まったばかりであるが、捕獲者には、利活用における県ガイドラインに基づく安全と衛生管理の必要性を徹底することが必要である。
	<p>◇小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会員で構成する有害鳥獣捕獲隊を設置し、年間を通じた有害鳥獣の捕獲を実施してきた。 ・平成24年3月23日付で市職員による「小浜市鳥獣被害対策実施隊」を編成し、平成24年4月1日付で民間隊委員（猟友会3名）を任命し、365日有害鳥獣の捕獲や、人的被害を及ぼす恐れのある場合の緊急出動に備えている。 ・有害鳥獣の捕獲・駆除及び狩猟全般に関することや、捕獲技術の向上、担い手育成に関することなどを職務としている。実施隊のみで対応できない場合は、小浜市有害鳥獣捕獲隊が応援する体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に近年被害が顕著であるニホンシカについては、平成21年度より市独自で、猟期中のシカの有害捕獲に捕獲報償費を支給することとしたことにより、捕獲率が向上した。 一部の獣種では、適正な捕獲数が不明確であるほか、広域的な目標設定・取り組みが必要である。 ・福井県の「獣肉の衛生管理および品質確保に関するガイドライン」に基づき、獣肉の有効利用を普及していくためには、販路の確保や、加工施設からの安定供給が必要である。 養鹿場等先進的な取り組みを研究し、安心・安全で安定的な供給を行う体制作りが必要である。

<p>捕獲等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大型獣捕獲用檻を30基保有し、アライグマ等の中獣類の対策については、捕獲隊員を委託形式で雇用し捕獲を実施し猟友会の補完的な業務を行っている。 ・小浜市の猟友会2名が独自で開発した「OBAMAビーストキャッチ」等についてもさらに改良していき、県と連帯し普及促進に努めるとともに、その他の大型捕獲装置等も導入し、有害鳥獣の捕獲に努め、早期に適切な個体数まで削減させる。 ・また、捕獲し獣肉の有効利用するための料理を研究・開発イベント等を通じ普及促進を図っている。 ・ツキノワグマの出没においては、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」及び「小浜市ツキノワグマ出没マニュアル」に基づき捕獲を実施している。 「小浜市担い手育成検討委員会」を開催し、今後の捕獲の担い手の確保方針や、方法等を検討し、狩猟体験や、自然環境教育、有効利用の観点から、担い手育成事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による被害を防止するためには、防除と捕獲を組み合わせた継続的な対策が必要となる。 小浜市の猟友会員の平均年齢は平成25年度現在で65歳と高齢化しており、捕獲対策を継続して実施するためには、担い手確保が喫緊の課題となっている。 狩猟や有害捕獲への関心や、理解を深めるとともに、役割や必要性、社会的貢献度をPRし、中長期的な視点から、関係者が一丸となり担い手確保に努めることが、野生鳥獣の被害抑制を図るうえで最も重要であり、最も大きな課題である。 今後も狩猟体験や、自然環境教育、有効利用等を通じ、中長期的な担い手確保事業を実施する。
	<p>◇美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲隊に、猟友会員、農業者を中心とした新規わな免許取得者を加えて64名による有害捕獲体制を整備している。 ・町内35集落に有害鳥獣対策集落推進リーダーを設置し、集落勉強会の開催等被害防止対策の普及・啓発を行っている。 ・有害鳥獣捕獲隊による有害獣追払いパトロールを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規わな免許取得者の捕獲技術の向上が必要である。 ・農業者を中心に新規わな免許取得者が増加し、捕獲体制は充実したが、若い年代のわな免許取得者が少ない。 ・被害防除対策の進んでいない集落で、有害鳥獣対策集落推進リーダーの活用し、対策の推進を図る必要がある。
	<p>◇高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制については、15名の捕獲隊を編成し被害防止に取り組んでいる。又、アライグマに対しては、福井県アライグマ防除計画に基づき捕獲従事者を育成している。 ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリア等の中獣類が増加しており、近年、捕獲檻を導入し対応している。 また、イノシシ檻についても要望集落に貸し出して対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲隊員の高齢化及び隊員数の不足の解消のため、銃猟におよびわな猟免許取得者を増やし、有害捕獲隊員の確保・育成が必要である。 ・個体数の増加に伴い、各種捕獲檻の不足が生じているため、今後、計画的に導入していく必要がある。

	<p>◇おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制については、35名（大飯地域16名・名田庄地域19名）の捕獲駆除隊を編成し被害防止に取り組んでいる。捕獲駆除隊の確保を目的に、狩猟免許の新規取得・更新に係る費用の一部を補助している。 ・アライグマ・ヌートリアに関しては特定外来生物であるため、捕獲従事者研修会を開催し、有資格者を育成している。 ・捕獲鳥獣の処理については、大部分を若狭町海土坂の嶺南地域有害鳥獣処理施設を活用して、焼却処理している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員の高齢化問題に対応するため、狩猟免許取得・更新に係る費用の一部補助しているが、効果が少ないため、さらなる対策を検討する必要がある。 ・ニホンザルが出没し、農作物に悪影響を及ぼす事案が多数発生しており、対策を検討する必要がある。
	<p>◇若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元猟友会からの推薦による者で有害鳥獣捕獲隊を編成し、被害に合わせて捕獲を実施している。 ・捕獲方法は銃と箱罠で行い、箱罠は町所有の物を貸し与えたり、地元の農家組合などで作製したりしたものがある。 ・箱罠による捕獲では、地元の者が捕獲隊と協力して檻管理者となって餌やりや捕獲確認などを行う捕獲補助員制度により捕獲を実施している。 ・アライグマ捕獲講習会を開催してアライグマの捕獲を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・群れで行動しているシカに対して箱罠では捕獲効率が悪いので、大量捕獲装置により群れ単位での効率的な捕獲を実施する。

防護柵の設置等に関する取組

◇敦賀市

- ・地元の要望に応じて、国の補助事業を活用した恒久金網柵の整備や、県補助事業による電気柵等の整備を行い、被害防止対策を実施している。
- ・防護柵設置集落においては、防護柵の維持管理を徹底している。
- ・すでに電気柵を設置している集落においては、誤った設置や効果のない設置に対して研修会や広報を通じて周知し効果的で適切な電気柵設置による被害防止対策を推進している。
- ・ケモノを寄せ付けない環境づくり推進のため、研修会を通じて野菜くすなどの設置や放任果樹の撤去を推進している。
- ・市内山ざわ集落に被害防止対策、有害獣出没状況、放任果樹等の調査を行い調査事項を書き込んだ集落ごとの地図を作成し、効果的な被害対策に取り組めるよう意見交換会を開催した。

◇小浜市

- ・防護柵は、集落の被害実情に応じ、国のハード事業補助事業による金網柵の設置や、県事業の電気柵やワイヤメッシュの材料費補助、緊急雇用対策事業を活用した緩衝帯を設置し、侵入防止策を実施している。
- ・侵入防止柵の健全性を保つため、金網柵設置集落と「小浜市鳥獣害防止柵維持管理協定」を締結し、設置後の維持管理の適正化を図っている。
- ・恒久金網柵設置については、業者による「請負施工」と、集落が自ら実施する「自力施工」の2種類で設置を実施している。
- ・追い払い活動として、花火（一寸・ロケット・爆竹）および、電動ガンによる追い払い活動の普及を図っている。

◇美浜町

・平成21年度より、国・町・地元の負担により恒久金網柵を整備し、地元集落で維持管理を行っている。
(平成27年度まで設置予定)

- ・被害が出てからの対策ではなく、未然に防ぐための侵入防止柵設置体制が必要である。
- ・集落の高齢化や過疎化による人手不足や、防護柵を設置したくても設置できない集落への支援が課題である。
- ・電気柵の適切な設置は、まだ不十分と考えられ、継続的に、適切な設置についての周知は必要である。
- ・今まで、防護柵、捕獲が中心となって呼びかけを行っていたので、今後もケモノを寄せ付けられない環境づくりを推進していく必要がある。特に、サルについては、追い払い、追い上げを周知していく。
- ・地図を利用して、効果的な被害対策を地元と行政がともに考えられるように、調査を活用していくことが必要である。

- ・シカ対策として背の高い柵が必要であるが、地元の負担金が多いことから、集落間を繋ぐような連続した設置が見込めない。
- ・また設置延長の増加に伴って、維持管理にかかる労力、経費の負担増が課題である。
- ・特に集落の境、市町の境、県境、農業者が少ない集落等の対応が課題となっている。
- ・集落の過疎・高齢化が進む中、設置後の地元による維持管理を徹底し管理を継続して行うことが課題である。
- ・恒久金網柵設置に際し、「費用対効果」を算出する必要があり、効果算定により設置できない集落に野生鳥獣が移動し、被害が集中することが懸念される。
- ・追い払い活動については粘り強く、根気強く「あきらめずに」実施する必要がある。また、餌場をなくすためのパトロールや、放任果樹の撤去など集落内での取り組みが必要である。

- ・シカ・イノシシについては、恒久金網柵にて防げているが、年経過とともに維持管理に要する地元集落の労力及び費用負担が課題である。

<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>◇高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害柵の整備は、電気柵・金網柵・トタン柵等の設置に必要な資材の一部を助成している。設置と設置後の管理は地元農家組合で取り組んでいる。電気柵とネット柵で毎年30km前後を設置している。 ・ ニホンザルの追い払い対策として、花火や爆音器等を使用した活動を実施している。又、追い払い活動に使用する電動ガンの一部を助成している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易電気柵は恒久電気柵と比較して費用の面は抑えられるが、数年後に補強・更新があり、これに伴う費用負担が課題である。 ・ 追い払い活動は、継続的に実施する必要があることから集落ぐるみの対策を講じる必要がある。
	<p>◇おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度から、町内の山ぎわに恒久金網柵を整備している。また、希望集落においては、金網柵周辺に大規模緩衝帯を設置している。（平成27年度までの計画） ・ 平成24年度から、猿による農作物被害を防止するため、猿害防止ネット柵の設置に必要な資材の一部を助成している。（平成26年度まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川や道路など、金網柵を設置できない場所からの獣の侵入があるため、その対策を行う必要がある。 ・ 設置した金網柵は地元集落で維持管理することになっているが、点検や補修のノウハウを習得して頂く必要がある。
	<p>◇若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若狭町において、県、地元が負担して防護柵を整備し地元が維持管理を実施している。 ・ サル追い払い活動として打ち上げ花火等を使用した追い払いを実施している。 ・ その他山における下草を増やすための間伐における森林整備なども実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害の当初は、イノシシ被害によるものであったため水田の周囲を中心に電気柵の整備を実施したものの、その後シカの出没が相次ぎ、山際沿いに金網柵の整備が現在進んでいるが、地元などの負担も多くなってきている。 ・ 少しでも野生獣が里に出没しにくくなるように、隠れ場となる雑草や雑木の茂みを除去し、出没しにくい環境づくりが必要である。 ・ サルの追い払い活動に取り組む集落が少ないため、広く周知し、活動を定着させる必要がある。

(5) 今後の取組方針

<共通の取組み>

- ・各市町の被害の状況や被害防止対策（被害防止柵や有害捕獲）の実施状況等の情報交換を行いながら、広域的な取組みができるところは連携を図り、対策を効果的に実施する。
- ・捕獲に関しては嶺南が連携して、OBAMAビーストキャッチ及び大型囲い柵の導入により、夜間に少人数で効率的な捕獲を実施し、早期に適切な個体数まで削減させる。
- ・焼却処理施設及び食肉加工施設が建設されたことにより、その運営や体制整備等を連携して行い、これまで以上に有害捕獲を推進していく。
- ・被害防止柵が未整備である地域については、継続的な地域主体の取組みとなるように、住民の合意形成を図りながら整備を推進する。
- ・サルに対する被害対策として、季節的傾向の把握、行動圏調査を行い、集落・農地への依存度合を確認しながら、被害の内容、発生時期によって被害地域の対策の方針を立て、地域住民への啓発普及活動を行う。
- ・森林組合職員に対し、捕獲体制強化に向けた取組みを実施する。

<地域の取組み>

◇敦賀市

- ・侵入防止柵の整備や捕獲のほか、野菜くずなどの放置や放任果樹等の撤去を推進し、ケモノを寄せ付けない環境づくりを呼び掛けていき、被害防止対策への意識改革を促す。
- ・鳥獣被害について対策に取り組んでいる農家が同じ集落の中でも一部であることが多いため、集落内に回覧できる被害対策情報を提供していく。
- ・平成25年度に調査して得られた各集落の獣害マップを利用した、効果的な被害対策の提案を行う。
- ・サルについては、地域ぐるみでの追い払いや追い上げの実施を推進するとともに、取り残しの野菜や果樹等を放置しないなど、集落をエサ場としない取組みを推進する。
- ・防護柵の整備や藪の刈り払いを推進するなどの防除と捕獲を継続的に実施する。
- ・地域及び関係機関が情報を共有し、連携による被害防除対策を行う。

◇小浜市

- ・奥山が野生獣の生息環境に適していないため、里山に降りてきていると考えられており、今後、森林整備を適正に行うことにより、野生鳥獣が生息できる環境整備を行うように働きかける。
- ・野生鳥獣による森林被害は、海への環境にも影響を与えるため、小浜市鳥獣被害対策実施隊を主として関係機関と協働し、自然環境の保全、農作物被害の抑制を図るための取組を行い、集落内での組織づくり、地域に応じた被害防止対策をモデル的に実施して、小浜市で成功事例の確率を目指す。
- ・効率的な捕獲方法として「OBAMAビーストキャッチ」等の大型捕獲装置を活用しながら、二ホンジカ等の個体数の削減を行っていく。
- ・捕獲後の処理については、「嶺南地域有害鳥獣処理加工施設」への搬入を行い、食肉としての有効活用ができる個体については、小浜市単独で実施している「OBAMA猟・漁グルメ」事業と連携し、ジビエの普及宣伝や、商品開発、学校給食での提供を視野に入れた取組みに活用する。
- ・水産業被害の多くはカワウ、アオサギによるもので、中でもカワウの被害が大きいと推測される。
川崎地係に小浜市の魚を水揚げする福井県漁連にも鳥類の被害が発生しており、被害に応じて駆除対策を強化することも考慮する。
- ・ツキノワグマの出没時には、「福井県ツキノワグマ人身被害対応マニュアル」及び「小浜市ツキノワグマ出没マニュアル」に基づき対応する。

・被害防止対策を取り組むにあたり、農家、林家等の意識改革も不可欠であり、圃場の野菜くずの除去、山ぎわの森林整備等、人の居住空間に野生動物を近寄らせない環境づくりを働きかける。

◇美浜町

- ・シカ、イノシシの被害が拡大しており、それを防ぐための電気柵の設置に係る労力が農業者の大きな負担となっているため、金網柵の設置を推進し農業者の被害防除対策への労力を軽減する。
- ・金網柵の設置により軽減された労力で、有害鳥獣の捕獲を実施するため、引き続き農業者を中心にわな免許の取得を呼び掛ける。その際、より若い年代にわな免許の取得を呼び掛け、捕獲の担い手の永続的確保を図る。
- ・有害鳥獣対策集落推進リーダーを中心とした集落ぐるみの取組として有害鳥獣の追い払いや、有害獣の侵入を防止する柵の維持補修、管理の徹底を図る。
- ・更に住宅付近に出没する単独の「はぐれ獣」を捕獲する為の軽量で簡単に移動できる捕獲檻を導入して機動性を高め被害を防止する。
- ・間伐等の森林整備など山ぎわの緩衝帯整備により、獣が農地に近づきにくい環境づくりを推進する。
- ・以上の対策を総合的に推進し、効果的な被害防止を図る。

◇高浜町

・農家の営農意欲減退は、作物価格の低下もあるが、有害鳥獣による農作物被害も大きな要因となっており、営農座談会等でもその声は多数寄せられている。有害鳥獣対策は、大きく防除と捕獲に分類できるが、農家（住民）と行政、関係機関が協力して実施していかなければ、被害は継続することは明らかであるため、自転車の両輪をイメージして、防除と捕獲、また民と官の関係を築いていく。

◇おおい町

- ・防除の面では、恒久金網柵を町全域に設置する計画のもと整備を進めているが、未設置集落における合意形成の支援やアドバイス等を適宜行い、平成27年度までに町全域の金網柵設置完了を目指す。
- ・捕獲の面では、狩猟免許取得者を確保していくため、従来から実施している狩猟免許の新規取得、更新に要する費用の助成等も継続し、捕獲駆除隊の確保に努めていく。更に、平成23年度から設置している鳥獣被害防止対策実施隊が農家への柵の設置指導や、鳥獣駆除を迅速に対応し、機動力ある専門チームとして定着させていく。
- ・ICT技術の導入を検討する。
- ・山ぎわに設置した恒久金網柵の維持管理、二ホンザルの追い払い等について、集落の意識項以上を図るため、研修会等を行っていく。

◇若狭町

- ・防護柵や追い払いなどによる防除と捕獲を継続する。また間伐を促進して森林整備を適正に進め、下層植生の生育を促すことで野生鳥獣の食料を増やし、あわせて、広葉樹の植樹を行う事で野生動物の棲息地を少しでも復元し、再び生き物たちを山へ返すことで被害の軽減を図る。以上のことを総合的に実施し、計画的で積極的な被害防止対策に努めていく。
- ・また、サル被害に対する防除については花火による追い上げしかなく、今後、サル鉄砲を利用した地域ぐるみの防除方法の確立を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

〈共通事項〉

- ・鳥獣被害対策実施隊および有害鳥獣捕獲隊により捕獲等を実施する。
- ・森林組合が職員に対し捕獲体制強化に向けた取り組みを実施する。

〈地域の体制〉

◇敦賀市

有害鳥獣捕獲隊は、地元猟友会支部から推薦のあった者で編成し、銃器と箱罠の2種類で捕獲している。有害鳥獣捕獲隊は班編成をとっており、各地区ごとに3~5人を配置し、捕獲、パトロールを実施している。

◇小浜市

小浜市鳥獣被害対策実施隊を主とし、小浜市有害捕獲隊と連携して捕獲等を実施する。

鳥獣被害対策実施隊は有害鳥獣捕獲隊員の中から編成し、クマ出没対応や、狩猟技術の向上研修、担い手確保等の取り組みを行う。

小浜市有害捕獲隊編成については、小浜市鳥獣被害対策実施隊の意見を反映したうえで編成する。

捕獲隊は鳥獣ごとに編成されており、総括として有害鳥獣捕獲総括担当（1名）が置かれ、各捕獲隊においても代表者が置かれている。福井県猟友会小浜支部には市内地域別に理事が置かれ、地元との連絡、協力を図れる体制となっている。

イノシシの生息頭数は、狩猟期の捕獲頭数にも影響されることから、猟期中の捕獲頭数を把握した上で、有害捕獲の計画を立て、加害個体を主とした効果的な捕獲を年間通じて実施する。

中獣類の捕獲に当たっては猟友会に委託形式で捕獲しており、猟友会の補完的な業務を実施する。

また「OBAMAピーストキャッチ」や、「大型囲い柵」を用いて夜間、少人数で捕獲できるような体制作りを図る。

◇美浜町

有害鳥獣捕獲隊は、農業者等新規わな免許取得者も含めを編成し、くくり罠・捕獲檻による捕獲のほか捕獲隊員によるパトロールを実施する。

◇高浜町

有害鳥獣捕獲隊は、町内狩猟免許所持者の中から編成し、パトロールや捕獲檻の設置、捕獲駆除を実施する。捕獲檻の日常管理・巡視は地元農家組合が担当している。

◇おおい町

有害鳥獣捕獲隊は、猟友会大飯支部メンバーから編成し、更に鳥獣被害対策実施隊としてパトロールや捕獲檻の設置、捕獲駆除を実施する。

捕獲檻の日常管理・巡視は地元農家組合が担当し、止め差し、搬送については有害鳥獣捕獲隊が行う。

◇若狭町

有害鳥獣捕獲隊は、地元猟友会支部からの推薦による者で編成し、被害に合わせて捕獲を実施している。

捕獲方法は銃器と箱罠で行い、箱罠による捕獲では、地元が捕獲隊と協力して檻管理者となって餌やりや捕獲確認などを行う捕獲補助員制度により捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
26 ～ 28	・対象鳥獣全て	<p>◇共通の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な捕獲のための情報や技術を共有する。 ・必要に応じて被害防止や捕獲に関する研修会等を共同で実施する。 ・ドロップネット等効率的なワナの導入・実証を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣全て ・イノシシ、ニホンジカ 	<p>◇敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲の担い手を確保・育成するために、狩猟免許試験事前講習会の受講者に対する支援や、その周知を広報誌などで行う。 ・OBAMAビーストキャッチ、AIゲートの導入により、シカの捕獲強化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣全て ・中獣類 ・イノシシ、ニホンジカ 	<p>◇小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊の担い手を確保・育成するために、広報等を通じて狩猟免許の新規取得者を募るとともに、猟友会支部への勧誘を行う。また、猟友会支部と協力して射撃やワナ等の研修を行い、会員の捕獲に関する知識・技能向上を図る。 ・箱ワナを50基導入し、これまで整備した箱ワナと合わせた150基を用い、委託形式で捕獲を実施する。アライグマについては講習会を開催して、捕獲従事者を確保する。 ・箱ワナによる捕獲体制を整備するとともに、ドロップネット等効率的なワナの導入・実証を図る。生息状況や被害状況に合わせて箱ワナの増強を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ ・中獣類 	<p>◇美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲檻の貸与（1基/捕獲隊員1人） 捕獲檻の整備
	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンザル ・アライグマ 	<p>◇高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の整備・貸与 ・アライグマについては講習会を開催して、捕獲従事者を確保する。 ・捕獲補助員を育成し地域と連携した捕獲体制を構築する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ 	<p>◇おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲檻の貸与（イノシシ33基、ニホンザル9基、アライグマ106基） ・捕獲の担い手を確保するために、狩猟免許の取得・更新について支援する。 ・アライグマ、ヌートリアについては講習会を開催し、捕獲従事者を確保する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・対象鳥獣全て 	<p>◇若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> 捕獲の担い手確保・育成のために、狩猟免許試験の情報を各集落農家組合長へ周知し、あわせて狩猟免許更新者へは直接通知により更新の周知を図る。また狩猟免許取得希望者には、福井県猟友会が実施する狩猟免許試験事前講習会の斡旋を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

これまでの捕獲状況を勘案し、個体数調整を実施していく必要があるものについては、被害防除や追い払い活動等と併用して捕獲を積極的に推進する。

◇イノシシ

イノシシの捕獲数は近年、嶺南地域全体では増加傾向にある。「福井県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）」に基づき、農作物被害や生活環境被害を減少させるために、過去の被害や現状から、被害が発生する恐れのあるところや発生しているところを把握して、加害個体を効率的に捕獲を実施する必要がある。

◇ニホンジカ

ニホンジカの捕獲数は、イノシシ以上に増加傾向にある。「福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）」に基づき、農作物被害、生活環境被害、森林被害を減少させるために、積極的に捕獲を実施する必要がある。

◇中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）

ハクビシンやアライグマの捕獲数は近年、激増している。アライグマについては「福井県アライグマ防除実施計画」に基づき、積極的に捕獲を実施する。またその他の獣種についても、外来種であるハクビシンやヌートリアは積極的に捕獲し、被害の減少を図る。在来の中獣類については、被害状況を踏まえながら加害個体の捕獲を行い、被害の減少を図る。

近年の捕獲状況

鳥獣の種類	平成23年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	1,260	356	83	295	154	119	253
ニホンジカ	5,116	343	1,349	1,127	79	1,162	1,056
ニホンザル	291	8	65	64	34	43	77
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、アナ グマ、その他狩猟獣）	506	57	72	8	79	150	140
その他鳥類 （カラス類、アオサギ、 カワウ）	516	77	91	24	0	42	282
鳥獣の種類	平成24年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	2,354	602	140	435	224	400	553
ニホンジカ	5,844	307	1,680	1,002	77	1,537	1,241
ニホンザル	600	46	193	111	68	53	129
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、アナ グマ、その他狩猟獣）	715	107	193	34	64	174	143
その他鳥類 （カラス類、アオサギ、 カワウ）	196	72	39	15	0	29	41
鳥獣の種類	平成25年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	2,517	762	159	316	346	523	411
ニホンジカ	6,443	734	1,421	1,186	102	1,617	1,383
ニホンザル	399	33	110	72	48	39	97
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、アナ グマ、その他狩猟獣）	706	117	184	52	58	173	122
その他鳥類 （カラス類、アオサギ、 カワウ）	360	153	39	115	0	29	24

（注） 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等						
	平成26年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	2,975	800	195	500	300	430	750
ニホンジカ	9,195	850	2,495	1,500	100	2,150	2,100
ニホンザル	720	50	200	150	50	80	190
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、 アナグマ、その他 狩猟獣）	865	150	200	50	65	200	200
その他鳥類 （カラス類、アオサギ、 カワウ）	940	180	90				0
対象鳥獣	平成27年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	3,064	800	234	500	300	430	800
ニホンジカ	9,760	900	2,810	1,500	100	2,150	2,300
ニホンザル	730	50	200	150	50	80	200
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、 アナグマ、その他 狩猟獣）	895	150	200	50	75	220	200
その他鳥類 （カラス類、アオサ ギ、カワウ）	950	180	90	110	10	60	500
対象鳥獣	平成28年度（有害捕獲）						
	計	敦賀市	小浜市	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
イノシシ	3,201	800	291	500	310	400	900
ニホンジカ	8,810	950	2,810	1,500	150	1,500	1,900
ニホンザル	730	50	200	150	50	80	200
中獣類（ハクビシ ン、アライグマ、 アナグマ、その他 狩猟獣）	930	150	200	50	90	240	200
その他鳥類 （カラス類、アオサ ギ、カワウ）	960	180	90	110	10	70	500

850頭に変更（実績833頭）

1,150頭に変更（実績1,128頭）

900頭に変更（実績見込890頭）

1,450頭に変更（実績見込1,430頭）

200羽に変更（実績見込200羽）

950頭に変更

1,500頭に変更

200羽に変更

捕獲等の取組内容
<p>◇共通</p> <p>【ニホンジカ】福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、年間を通じてわなおよび銃を用いて捕獲を行う。</p> <p>【イノシシ】福井県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）に基づき、必要に応じて加害個体を対象に、わなおよび銃による捕獲を行う。</p> <p>【ニホンザル】加害個体を対象に必要なに応じて、はこわなまたは銃により捕獲を行う。</p> <p>【中獣類】アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、年間を通じて、またそれ以外の中獣類は、加害個体を対象に必要なに応じて、はこわなを用いて捕獲を行う。</p> <p>【鳥類】加害個体を対象に必要なに応じて、銃をもちいて捕獲を行う。</p>

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

※有害鳥獣捕獲許可権限は、平成9年度に種を限定して県から各市町への権限委譲がされている。

委譲されている種は、狩猟鳥獣〔ただし、ツキノワグマについては人または家畜に危害を及ぼす恐れがある時に限る、鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る）のひな、コサギ、トビ、カワラバト（ドバト）、ウソ、オナガおよびニホンザル〕である。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	26年度	27年度	28年度
イノシシ	電気柵 37,000m	電気柵 35,000m	電気柵 34,000m
ニホンジカ	金網柵 49,000m	金網柵 24,500m	金網柵 13,500m
ニホンザル	緩衝帯（ネット）300m 電気柵（機能向上） 7,200m	緩衝帯（ネット）300m 電気柵（機能向上） 8,300m	緩衝帯（ネット）300m 電気柵（機能向上） 8,300m

※各市町の内訳については、別添参考資料を参照

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成26年度 ～ 平成28年度	・イノシシ、ニホンジカ、 ニホンザル	◇共通の取組み ・被害防止柵や山ぎわ周辺の藪刈りや森林整備を行い、獣が出没しにくい環境づくりを整備・推進する。
	・イノシシ、ニホンジカ、 ニホンザル ・対象鳥獣全て	◇敦賀市 ・ケモノを寄せ付けない環境づくりの推進。 ・追い払い、追い上げの推進。 ・地域住民が主体となった防除対策の推進および支援。
	・イノシシ、ニホンジカ、 ニホンザル	◇小浜市 ・追い払い花火の実施、被害防止柵の管理の徹底 ・被害防除や捕獲の新技术の導入・検証 ・集落が主体となり取り組む対策の推進
	・イノシシ、ニホンジカ ニホンザル	◇美浜町 ・被害防止柵の管理（草刈り等の推進） ・パトロール活動の実施
	・ニホンザル	◇高浜町 ・集落ぐるみの追い払い活動とそのための資材の導入
	・イノシシ、ニホンジカ ニホンザル	◇おおい町 ・追い払い花火・器具の導入 ・集落ぐるみでの有害鳥獣対策研究会の実施
	・イノシシ、ニホンジカ、 ニホンザル	◇若狭町 ・集落単位で被害防止柵の管理を行う。 ・間伐を促進し森林整備を適正に進め、下層植生の生育を促すことで野生鳥獣の食料を増やし、あわせて広葉樹の苗を植樹し野性動物の棲息地を少しでも復元し、再び生き物たちを山へ返すことで被害の軽減を図ることを総合的に実施。 サル被害に対する防除については、従来からの花火による追い上げに追加し、サル鉄砲を利用した取り組みを実施。 これらの対策について、行政側の対策強化だけでなく集落ぐるみで対策を講じられるよう、県と協力し現地指導を強化していく。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	嶺南地域有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
敦賀市鳥獣害対策協議会	敦賀地区の対策の計画・実施
小浜市有害鳥獣対策協議会	小浜地区の対策の計画・実施
美浜町鳥獣害対策協議会	美浜地区の対策の計画・実施
高浜町有害鳥獣対策協議会	高浜地区の対策の計画・実施
おおい町鳥獣被害防止対策協議会	おおい地区の対策の計画・実施
若狭町有害鳥獣対策協議会	若狭地区の対策の計画・実施
敦賀市	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
小浜市	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
美浜町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
高浜町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
おおい町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
若狭町	有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局
敦賀美方農業協同組合	農作物被害の把握、被害防除の指導
若狭農業協同組合	農作物被害の把握、被害防除の指導
れいなん森林組合	森林被害の把握、被害防除の指導
福井県猟友会敦賀支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会美浜支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会若狭支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会小浜支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県猟友会大飯支部	有害捕獲の実施、生息状況の把握
福井県嶺南振興局	農作物被害・森林被害の防除技術指導、助言

※各地区の協議会の構成員については、別添資料を参照

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福井県農業共済組合	農作物被害の把握、被害の情報提供
福井県農林水産振興課鳥獣害対策室	被害対策の助言、広域的な情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- ・各市町とも平成23年度に設置した。
- ・森林組合職員に対し、捕獲体制強化に向けた取り組みを実施する。
- ・敦賀市…市職員6名で実施隊を設置。敦賀市有害鳥獣捕獲隊34名程度と連携をとり、侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害パトロール、専門的な助言、捕獲を行う。
- ・小浜市…猟友会小浜支部の中から3名程度で実施隊を設置。鳥獣被害のパトロールや専門的な助言、緊急捕獲を行う。
- ・美浜町…町職員若干名と有害鳥獣捕獲隊64名の中から経験豊富な第一種銃猟免許所持者で実施隊を編成し、専門的な助言、有害鳥獣捕獲等を行う。
- ・高浜町…有害捕獲隊の中から15名で実施隊を設置する。
- ・おおい町…おおい町有害鳥獣捕獲隊員35名と町職員3名程度で実施隊を設置。農家への侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害のパトロール、専門的な助言、緊急捕獲を行う。
- ・若狭町…若狭町産業課及び若狭町有害鳥獣捕獲隊より設置する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・捕獲した獣の大半は、嶺南広域で設置した焼却施設での焼却処理を行っている。
- ・また、今後は食肉としての有効利用を図るための調査・研究を行いながら、建設した食肉加工施設を活用し、販路の拡大やイベント等を通じたジビエ料理の普及も行き、地域資源化を図る。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・有害鳥獣捕獲が効果的かつ効率的に実施できるよう、県等関係機関と協力して、科学的なデータの集積及び分析を行う。
- ・被害防除に関しても、効果的に防除ができるよう、県等関係機関や住民と協力して、データの収集及び分析を行う。